

## 女川原子力発電所 2号炉

「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について

平成30年5月

東北電力株式会社

枠囲みの内容は商業機密又は防護上の観点から公開できません。

※なお、本資料は抜粋版のため公開できない箇所はありません。

## 1. 重大事故等対策

### 1.0 重大事故等対策における共通事項

- 1.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順等
- 1.2 原子炉冷却材圧カバウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等
- 1.3 原子炉冷却材圧カバウンダリを減圧するための手順等
- 1.4 原子炉冷却材圧カバウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等
- 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等
- 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等
- 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等
- 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等
- 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等
- 1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等
- 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等
- 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等
- 1.13 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給手順等
- 1.14 電源の確保に関する手順等
- 1.15 事故時の計装に関する手順等
- 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等
- 1.17 監視測定等に関する手順等
- 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等
- 1.19 通信連絡に関する手順等

## 2. 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他テロリズムへの対応における事項

- 2.1 可搬型設備等による対応

- 1. 重大事故等対策
- 1.0 重大事故等対策における共通事項

＜目次＞

- 1.0.1 重大事故等への対応に係る基本的な考え方
  - (1) 重大事故等対処設備に係る事項
    - a. 切替えの容易性
    - b. アクセスルートの確保
  - (2) 復旧作業に係る事項
    - a. 予備品等の確保
    - b. 保管場所
    - c. アクセスルートの確保
  - (3) 支援に係る事項
  - (4) 手順書の整備，教育及び訓練の実施並びに体制の整備
    - a. 手順書の整備
    - b. 教育及び訓練の実施
    - c. 体制の整備
- 1.0.2 共通事項
  - (1) 重大事故等対処設備に係る事項
    - a. 切替えの容易性
    - b. アクセスルートの確保
  - (2) 復旧作業に係る事項
    - a. 予備品等の確保
    - b. 保管場所
    - c. アクセスルートの確保
  - (3) 支援に係る事項
  - (4) 手順書の整備，教育及び訓練の実施並びに体制の整備
    - a. 手順書の整備
    - b. 教育及び訓練の実施
    - c. 体制の整備

1.0.1 重大事故等への対応に係る基本的な考え方

中略

1.0.2 共通事項

中略

#### (4) 手順書の整備，訓練の実施及び体制の整備

##### 【要求事項】

発電用原子炉設置者において、重大事故等に的確かつ柔軟に対処できるよう、あらかじめ手順書を整備し、訓練を行うとともに人員を確保する等の必要な体制の適切な整備が行われているか、又は整備される方針が適切に示されていること。

##### 【解釈】

1 手順書の整備は、以下によること。

a)～f) (中略)

g) 有毒ガス発生時の原子炉制御室及び緊急時制御室の運転員、緊急時対策所において重大事故等に対処するために必要な要員並びに重大事故等対処上特に重要な操作（常設設備と接続する屋外に設けられた可搬型重大事故等対処設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）の接続をいう。）を行う要員（以下「運転・対処要員」という。）の防護に関し、次の①から③に掲げる措置を講じることが定められていること。

① 運転・対処要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための手順と体制を整備すること。

② 予期せぬ有毒ガスの発生に対応するため、原子炉制御室及び緊急時制御室の運転員並びに緊急時対策所において重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員のうち初動対応を行う者に対する防護具の配備、着用等運用面の対策を行うこと。

③ 設置許可基準規則第62条等に規定する通信連絡設備により、有毒ガスの発生を原子炉制御室又は緊急時制御室の運転員から、当該運

転員以外の運転・対処要員に知らせること。

(4) 手順書の整備，教育及び訓練の実施並びに体制の整備

a. 手順書の整備

(a)～(f) (略)

(g) 発電所敷地内の有毒ガスについて，重大事故等対策要員の吸気中の有毒ガス濃度が有毒ガス防護のための判断基準値以下であることを確認する手順及び体制<sup>※1</sup>を整備する。

予期せぬ有毒ガスが発生した場合にも中央制御室の運転員，緊急時対策所の発電所対策本部要員に対する防護具の配備及び着用する手順<sup>※2</sup>を整備する。また，設置許可基準規則第62条等に規定する通信連絡設備により，有毒ガスの発生を中央制御室の運転員及び緊急時対策所の発電所対策本部要員から，当該要員以外の重大事故等に対処する要員に知らせるための手順<sup>※3</sup>を整備する。

※1 有毒ガス濃度が有毒ガス防護のための判断基準値以下であることを確認する手順及び体制として以下について定める

- ・ 発電所内に貯蔵する有毒化学物質について，有毒ガス影響評価に基づき有毒化学物質ごとに最大貯蔵量を定め管理する手順
- ・ 発電所内に有毒化学物質を新規に貯蔵する場合に中央制御室及び緊急時対策所の居住性に対する影響を評価する手順

※2 設置許可基準規則 26 条，34 条の適合方針に従う

※3 設置許可基準規則62条の適合方針に従う